

VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位(以下、VICSリンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にとまらぬ、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。

このため、VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。

VICS 情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。))は、放送法(昭和25年法律第132号)第147条の規定に基づき、このVICS 情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。))を定め、これによりVICS 情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS 情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICSサービス：当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICSサービス契約：当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者：当センターとVICSサービス契約を締結した者
- (4) VICSデスクランブラー：FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。

- (1) 文字表示型サービス：文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (2) 簡易図形表示型サービス：簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (3) 地図重畳型サービス：車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域(全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内)とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の状況によりVICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは、VICS対応FM受信機(VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機)を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。